



呉屋 悟 議員

◇町政運営
◇町内業者育成
◇その他

問 六月十九日に公開請求した文書は、未だ公開の可否について音沙汰がなし！情報公開条例九、一〇条では「請求から一五日以内に公開の可否を文書で通知」することになっている。私の判断で行った。

条例違反の運営

問 まさに恣意的判断！情報公開審査会をないがしろにした条例違反。
副町長 お詫び申し上げます。

問 公開決定の遅滞を指摘するのは、三月議会に続き二度目！同じ事を取

り上げている。議会答弁とは何か。
答弁 なし。

問 呉屋区農村公園管理委託に関する契約書案は、民法に規定のない行政に都合のよい内容になっている。
産業課長 地域と調整しながら進めてまいりたい。

問 指名業者数の適用基準（内規↓規程）見直しの進捗状況は。
土木課長 内規を見直したため、県や他市町村の基準と比較しているところ。町内業者育成につながるよう方向性を示したい。

町内業者育成を

問 沖縄県ではJ・Vにする構成員には県内業者を入れるが、本町での検討は。
土木課長 県のように、町内業者が入れるように努力をしていく。

文化財保護条例の整備

問 西原町文化財保護条例規則の早期整備を。

生涯学習課長 今年度中に制定できるようにしたい。

問 六月議会で指摘した南小学校の体育館につながる外階段の水溜り対策は。子ども達や投票に来た方が滑って怪我をしないか心配である。
教育総務課長 学校側とも引き続き調整をしながら対応したい。

問 第二区投票所（南小学校）は、投票所まで距離が長く階段もあり、お年寄りには大変きつい。通行に便利な中央公民館に変更できないのか。
選挙管理委員長 場所の変更は厳しい。お年寄りや体の不自由な方が投票しやすいように事務局と協議しながら対応したい。



情報公開条例



伊礼 一美 議員

◇物価高騰から中小業者を守る対策を
◇小波津川改修!安全に万全を

問 世界的な原油価格の高騰で、石油関連製品や原材料が値上がりし、町民のくらしと中小零細業者、農漁業者らを直撃している。実態を調査し対策を講じる考えは。
産業課長 原油価格の高騰に伴い、ガソリン等の石油製品はもとより、生活に係るさまざまなものの価格が値上がりし、住民の生活に大きな影響を与えている。JAなどにとらわれている。商工業については、沖縄県が緊急対策として原油高騰対策支援金を創出している。これは中小企業に対し運転資金を貸し付けること

で、資金繰りの円滑化や経営の安定化をめざすもので、商工会と連携して町内中小企業への支援を強化していく。

問 農業については、この一年間で飼料価格は急激な上昇を見せており、その影響で価格への補てんが毎回発動されている。JAおきなわは、肥料、飼料価格高騰の緊急対策として、組合員に販売する肥料や飼料価格の軽減に五億円を使うようにしている。農家の資金繰り対策としても、新たな低利融資の創設を考えているようだ。実現できるように町も努力する。
水産業については、燃油の高騰で大きな打撃を受けている。与那原・西原町漁業協同組合が総会で「県や国へ補てん措置や経営の安定化対策を要求する」原油価格暴騰対策に関する特別決議を採択している。この決議が実現できるよう町としても働きかけていく。

問 給食費の値上げ抑制
保健体育課長 西原町の学

校給食費は二〇年間値上げされてない。中部地区学校給食事務研究会で検討中。

待望の小波津川改修

問 長年、町民が待ち望んでいた小波津川改修工事の説明会が八月二十二日に開かれ、工事が開始された。工事の安全対策に万全を期すことはもちろんのこと、一番大事なこととは、地域住民と町、町と県が協議して進めるシステムを確立することではないか。
土木課長 県は「ふるさとの川づくり事業」の計画策定を行う予定だ。そこで地域住民と町、県で協議するシステムの確立を図っていくことになっている。



小波津川暫定掘削工事

一般質問

この一般質問の内容は、会議録(録音テープ)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、編集委員会が最終確認・編集をしたものです。



仲松 勤 議員

- ◇役場職員 45 才平均
年収 674 万 500 円
- ◇退職金：35 年勤続
で約 3000 万円
- ◇公共業務の民営化制度を

企画政策課長 協議を重ね
検討します。

問 公共サービスの民間委託の推進や住民本意のサービスを行うためにも民間活力が必要で

民間的感覚が行政改革には必要であり、そのためにも行政職員の採用の「年齢・学歴」枠の撤廃が必要と思うが、どうですか。

副町長 検討します。

問 町民は毎日、毎日ひたに職を求めて毎日をくらし

ていて、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていか

ば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていか

ば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていか

ば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていか

ば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていかば、行政への税が減っていか



翁長棚原コミュニティー道路

問 翁長・棚原コミュニティー道路の両面通行への実現を地域町民は訴えているが、前回の議会でも要望したがどうなっていますか。

土木課長「部分的」な一方通行解除で地域住民の利便を計る事や「時間制限」での通行解除等の方法も含め、地域や学校、警察と話し合いをもちたい。



大城 純孝 議員

◇町長が4年間町政を担った思い、とマリナーパークの現状について

問 新垣町政の四年間は活動的でいろいろな事業を推進してきました。今後西原町はどうあつてほしいのか伺います。

町長 私は町民の目線に立つて反戦平和、町民参加型行政、対話行政を基本に元気で活力ある「文教のまち西原」をめざして福祉、保健、教育、文化、産業振興、生活環境の充実、都市基盤の充実を図るため諸事業を展開してまいりました。そして三位一体の改革や地方分権の推進と地方自治を取り巻く社会情勢が変化の中で事務事業の見直し組織機構の改革、財政改革に取り組みました。四年間で相応分の成果を上げたものと

と考えております。今後の西原町は総じて言えば住み良い西原町、住んでよかった西原町になってほしいと思っております。又西原町民として誇りの持てる西原町づくりを願っているところです。

問 マリンパークに関して夏場の活用と状況について伺います。

都市計画課長 きらきらビーチの利用者、バーベキューの入場者数、総売上高、運動施設の利用状況についてお答えします。ビーチの入場者数は二万八千八百八十八人、バーベキューの利用者三万二千人、全体の売上高八千二百八十八万八千五百円。運動施設の利用状況ですが多目的広場、野球、サッカーに主に利用され九千七百八十八人、軽スポーツ広場で五千三百人、ビーチバレー三千二百七十七人、ビーチサッカー八千七百三十三人でトータルで二万三千二百八十八人の利用者がありました。

問 ビーチ利用者について単価的にどのよう

都市計画課長

単価的な評価という点ですが、一番大きな要素は天気の問題だと思っております。去年と比較して天気に恵まれて営業活動の成果が出ているものと思っております。平日の県外からのお客様については単価的に高いと思っております。よって現状は去年に比べて伸びがあると感じております。

問 二年目になっていくすのでいろいろ改善点が出てくると思っておりますが収益部門での増収、特に運動施設の近くでの収益部門はどうか管理規約等で県との調整は可能かどうか伺います。

都市計画課長 協議が可能かどうか探りたいと思っております。



西原マリナーパーク



与那嶺 義雄 議員

◇業者ぐるみの選挙運動は問題
◇違反業者への農業委員会は

町外でも仕事が取れるが、我々はそうではない。だから、従わざるを得ない。大変な圧迫を受けている。労組の運動は、指名をねらわんがための業者と一緒にではない。誹謗中傷とは、まったくの事実無根、嘘八百を本当の様に言うこと。町民は賢明な判断をした。

問 農振法・農地法違反の状態、なぜ会社名を変更しただけで新規に免許を付与するのか。町は、業者に最大限の便宜を図る形でこの問題に対処したが、農業委員会はどうか対処したか。

副町長 違反だと分からずに許可を与えてしまった。役場内の横の連携が取れなかった。

農業委員会会長職務代理 委員会は、県との成り行きを見ようと。この企業に対し何ら指導助言をしていない。町民に深くお詫びしたい。

問 役場内部の連携が弱く、その時点で違反が確認できなかった、そんな話は通らない。委員会は、そんな消極的な態度で農地法の徹底、農家や事業所に

問 ほとんどの業者がランクごとに資金を出し、順番で事務所の当番をする。下のランクの業者は、上は

指導できるのか。
職務代理 怠慢といえは怠慢。実際の話、五年間も何もしていない。

問 この違反事件に関する情報公開の請求に対し、本来なら十五日以内に公開の可否を請求者に通知すべきを、町長選挙もまぢかで出さなかったようだが、町長も協議の上か。

副町長 私個人の判断

問 条例の手続きを逸脱して、選挙前に情報が公開されては困ると、つまり選挙の利害と絡めて請求を握りつぶしている。地公法第30条(服務の根本基準)、同32条(法令に従う義務)に抵触しないか、町長に聞く。

副町長 非公開とし、第三者にゆだねればよかったが、遅れることをお詫びしたい。

地方公務員法第30条
(服務の根本基準)
第30条 すべて職員は、全体の奉仕のため、その職務を忠実に執行し、これを専念しなければならない。
(服務の宣誓)
第31条 職員は、条例の定めるところにより、職務の執行に必要と認めるときは、法令等及び上司の職務上の命令に準じて、その職務を執行しなければならない。
第32条 職員は、その職務を執行するに当たっては、定められた規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に準じて、その職務を忠実に執行しなければならない。



有田 力 議員

◇選挙公約の検証
◇実証実験の実績は
◇学力テストの結果は
◇小橋川の不法投棄

問 選挙の公約を町長自身はどう評価するのか。

町長 十五項目を立て町政を進めてきた。全項目全部パーフェクトに出来ているとは言えないが凡その事は出来たし相応の評価は出来ると考えています。公約の不覆行項目については広報誌の離任挨拶文の中で説明したいと考えています。

問 町長経験者として新町長に対する助言等は。

町長 三五年の行政経験豊かな期待の町長であるので特に助言する事ではないが地方自治を取り巻く社会情

勢は大変厳しい状況にあるので、健康には十分留意をされずばらしい町のまちづくりに御期待を申し上げます。

勢は大変厳しい状況にあるので、健康には十分留意をされずばらしい町のまちづくりに御期待を申し上げます。

問 「西原町乗り合いタクシー・バス実証実験の利用実績は。本格運行の採算ライン利用者数は。」

企画政策課長 九月二三日時点までの利用者実績は上り便・下り便併せ総数は二

三六三名で一日の最大利用者数は一三〇名。又、本格運行の採算ライン利用者数は業者試算で一日二〇〇名と聞いております。

問 全国学力・学習状況調査のテスト結果が先日明らかにされたが、本町の結果は。

教育長 国語A・B算数のA・Bの四科目すべてが県の平均をかなり上回り、全国に近い点数をとっております。学校名は伏せますが国語Bは四校中三校が全国平均を上回り、算数Aは一

校が全国平均を上回っております。中学校は昨年より上がっているがもう少し頑張らなければならないと思っております。

ます。県平均よりは一教科を除き上回っております。

問 昨年よりいい結果の要因は。今後の取組は。

教育長 先生・校長の話をしっかり聞く態度、家庭でのコミュニケーションの影響が功を奏したと思います。「ノーテレビデー・ノーゲームデー」を取り入れられたらと考えております。

問 小橋川宇津尾地域における不法投棄は三〜四カ月そのままの状況にあるが取組みはどうなっているのか。

すくやる課長 不法投棄パトロール実施等を踏まえ業者への委託で早期の回収を図っているが、投棄量の多少による対応順もある事から遅れがちとなっております。御理解をお願いしたいと思います。

小橋川の不法投棄



長浜 ひろみ 議員

◇10億円基金
◇バス運行実証実験
◇特定健診の実施率などについて

問 認可外保育園の支援を訴え、五月に公明党の太田代表が、福田総理、財務大臣に訴えて参りましたが、国の壁は厚く、認可外十億円基金創設となりましたが、その基金の内容、その基金を本町では、どのように取り組んでいくのかお聞き致します。

答 認可外保育園の支援については、認可化による運営費の問題や今後の待機児童の動向なども勘案しながら、今後さらなる認可園が必要かどうか、検討していききたいと考えております。

問 公共交通活性化バス運行実証実験について、どのような喜びの声が寄せられているのかお聞き致します。

答 九月一日から乗り合いタクシー・バス実証実験が実施されており、特に喜びの声はどのようなものが寄せられてきたかというのですが、「便利になる」「ぜひ利用したい」「長年待ち望んでいた」それから「長年の要望がやっと実現」という意見が寄せられ、バス停はどこなのか。運行時刻、運賃等について、五十件の意見、問い合わせが寄せられており、関心度の高さが感じられます。



実証実験乗合タクシー

問 特定健診の現時点で、どのようになっているのかお聞き致します。

答 特定健診の現時点での今年度目標に対する実施数と実施率をお聞き致します。

◇西原マリンパークの運営は
◇東崎商業用地の売却状況は



城間 義光 議員

問 平成一九年四月開園した西原マリンパークは、本町が赤字覚悟で県から指定管理を受け、度重なる台風や大雨の影響による閉園等もあって、初年度の決算は、二、四六五万円の赤字となった。町は、赤字決算の状況を踏まえ、平成二〇年度以降の運営をどのように考えているのか。

答 平成一九年度は、四月オープン以来、天気恵まれ、来園者数は昨年を上回る状況にあり、県外からの観光客が大幅に増えてきた。今後もさらなる誘客、PRの努力をする。初めて県外の大阪在の中学校の修学旅行生が訪れた。他の学校関係者等への情報提供にも力を入れていきたい。

問 西原マリンタウン東崎商業用地は、約六、〇〇二坪の面積がある。多額の借入金により沖繩県町村土地開発公社西原支社が保有し、早期の売却が求められている。

問 東崎商業用地の売却までの手続きと売却状況について伺う。

答 平成一八年三月に商業地分譲の基本的な考え方をまとめた。平成二〇年度に二、〇〇〇坪の購入希望者が現れた。購入希望者の土地利用の考え方、事業計画の内容が町の基本的考え方と整合しているか、財務状況等は良好か、資金計画は的確か、資金調達に金融機関等からの融資証明の提出や雇用創出に町民優先の対応が可能かどうか、都市計画課、企画政策課を中心にヒアリングを行い検討を重ね、三役に報告を上げ、売却の了解を得た。その後、県町村土地開発公社西原支社の審議会及び同公社西原支所の土地造成事業用地購入資格者選定審議会の意見を伺い、売買契約の締結を予定している。



東崎商業用地



前里 光信 議員

◇町政運営について
◇特別教育支援員の件

問 国にあつては三位一体改革、あるいは行財政改革の一環として、いわゆる国、県、市町村という上下関係にあつたものが横の関係になつてきた。これまで市町村にあつては国の委任事務を多くやっていた状況がありました。今後は多くの事業が国から県へ、県から市町村へ移行されることになつていく。これらを市町村が受け入れ実施するには議会にあつては条例の制定とか、職員にあつては内容の確認や知識の取得等が必要になつて来る。その受け入れ体制はどうか。

答 事務を九八項目、二二パッケージにまとめ市町村への権限移譲推進指針を策定し、当該指針に基づき市町村への権限移譲を推進しております。特に三十以上の都道府県で権限移譲されている項目については、重点移譲項目と位置づけ、今後重点的に市町村へ移譲を推進することとしております。昨年十二月に実施されました権限移譲希望事務調査の結果、要望の多かった五項目、市町村内の町、字の区域等関する事務、新たに生じた土地に関する事務、墓地等権利移動及び農地転用の許可等に関する事務、墓地、火葬場等の経理の許可等に関する事務、旅券発給、返納等に関する事務以上五項目、事務数にいたしまして三九事務について優先的に移譲に向けた作業を進めるとしてあります。権限移譲は地方分権の推進から避けられないと考えております。住民サービスの向上につながる事務事業については実施に向けた検討をすべきだと思いますが執行体制とも関連することから



権限移譲関連記事

その両面から検討して参りたいと考えております。

問

特別な支援を必要とする子供たちのための支援員の配置は現在どうなっているか。

答 学校教育課長

文部科学省のデータによりますと、LD・ADHDあるいは広汎性発達障害、アスペルガー症候群を含むとなっております。西原町は平成一九年十月より支援員を配置しております。坂田小三名、西原南小は二名、西原東小は一名配置して、合計特別教育支援員を六名配置いたしておりますが、これは平成二〇年九月よりさらに増員した結果となつております。

◇財政難の時こそ
職員の資質向上を!



富 春治 議員

問

町職員の資質の向上について。

副町長 地方自治の新时代に適確に対応するためには、職員の資質のより一層の向上が求められております。そのために本町では人材育成基本方針に基づき、各種研修等を実施してきております。この基本方針では一般的な実務遂行能力に加え、専門性を高めるものや特定分野の高度な能力の要請のための職員の職種、階層に応じた研修を行うよう規定が定められております。これまでも各種研修所での専門研修を実施してまいっております。今後も知識、経験豊富な世代の退職、それ

から住民の多様なニーズ、地方分権化などにより、職員の各々に求められる能力はなお一層高度なものになると認識しており、今後も人材育成を効果的に推進し、困難な世代においても対応しうる職員を養成していく必要があると思っております。また職員については、町民の奉仕者として定例庁議等において地域行事への積極的な参加を呼びかけております。地域でのいろいろな行事を進める中で、行政に携わる職員が地域社会に溶け込むことにより、行政と地域とのよりよい関係を築き、地域社会が活性化され発展すると思っております。今後も職員の地域活動に対する意識改革を図っていったら幸いに考えております。

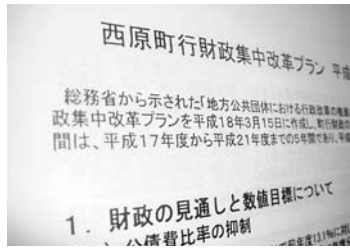
定数の削減、給与・諸手当の見直し、事務事業の整理、見直し等に取り組んでいるところでございます。今後も財政状況や地方分権の推進等、地方自治体を取り巻く社会情勢はなお厳しい状況が続くものと考えられます。以上のことから、なお一層の事務事業の評価、検証を行い、事務事業の効率化、組織機構の見直し等を図り、行政改革、財政の健全化に努めなければならぬと考えております。

問

今後の行財政の方向性について。

答 企画政策課長

総務省から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針による行政改革が示されております。町はそれに基づき、西原町行財政集中改革プランを策定し、職員



行財政集中改革プラン